

磐田市立東部小学校いじめ防止基本方針

I いじめ防止等についての基本的な押さえ

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言う。

2 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

また、いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものであり、人間として絶対に許されないものである。

本校では、徳育を基盤に、子供一人一人が、安心して自分を伸ばし、成長を実感できる学校づくりを目指し、学校教育目標「夢をもち、みんなと学ぶ子」の育成に努めていく。そして、家庭、地域、関係機関と連携し、いじめの未然防止及び早期発見に取り組んでいくとともに、いじめがある場合は、適切かつ迅速に対処していく。

II いじめ防止等のための組織

1 いじめ防止対策委員会の設置

<構成員> 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、学年主任、学級担任、養護教諭で構成する。
また、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の教室相談員等を加え、外部の専門家や専門機関と連携を図る。

<役 割>

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ 心のアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ ホームページに「学校いじめ防止基本方針」をアップするとともに、学校だよりを通していじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については、生徒指導委員会及び学年主任を中心とした適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ 問題が解消したと判断した場合も、担任やいじめ防止対策委員を中心に、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

Ⅲ いじめ防止等のための取組

1 いじめ未然防止の取組

ア 子供同士の関わりを大切にし、教師と子供の信頼関係を築くとともに、互いに認め合い、絆をつくり、共に成長していく学級づくりを進める。

イ わかる授業づくりを進め、すべての子供が参加・活躍できる授業を工夫し、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長しないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、校技であるタグラグビー、体験活動等を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

オ 情報モラル教育を推進し、児童が携帯電話やスマホのメールやSNS、ネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

カ 児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設ける。

- ・ 児童が主体となって「のぎわの里のK T A活動」（きれいいっぱい ともだちいっぱい あいさついっぱい）をすすめる。
- ・ のぎわ活動（縦割グループによる活動）をすすめる。

2 いじめ早期発見の取組

ア 児童の表情の変化や毎日の生活ノートの観察、年3回の心のアンケートや教育相談によって、児童の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ スクールカウンセラー、心の教室相談員やいじめ相談電話等の相談機関を紹介し、児童が相談

しやすい環境を整える。

エ 授業中はもちろんのこと、休み時間もできる限り教室で、児童の様子を常に見守る。

3 いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に早期対応に努める。

イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員相互の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心の相談員等の専門家や、警察、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、市教育委員会学校教育課に速やかに連絡するとともに、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

IV 重大事態への対応

- 1 重大事態が生じた場合は、速やかに市教育委員会に報告をし、「問題行動における対応の流れ」に基づいて対応する。
- 2 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ防止対策委員会」を開催し、事案に応じた適切な専門家を加えるなどして対応するとともに、関係機関との連携を図る。
- 3 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

V その他

- 1 取組に対する検証見直しについて
 - ア 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
 - イ いじめ防止に関する校内研修を年1回程度実施し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
 - ウ 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
 - エ 「学校いじめ防止基本方針」はホームページ上で公表する。